

長崎県ナースセンターとは...?

長崎県ナースセンターは、厚生労働大臣の許可を受けた看護職の無料職業紹介所（看護職のハローワーク）です。 [平成4年 長崎県指定]

看護職の無料職業紹介事業

現場経験のある看護師等の有資格者が、求職や求人との相談に応じます

- ・ 就職に際しての心配事や職場の悩み、不安など、看護の仕事に関する相談を受け付けます。職場変更をお考えの方も、まずはご相談ください。
- ・ 個人情報は厳守しますので、ご安心ください。
- ・ 求職・求人との相談や登録は全て無料です。仲介料等も不要です。
- ・ 進路相談もおまかせください。

「看護職になるにはどうすればいい？」

「看護職としてスキルアップのため進学をしたい」とお考えの方には、県内の看護学校の案内等も行っています。



再就職をバックアップ

登録された方には、「ナースセンターだより」「求人情報」等をお届けします。最新の看護についての情報提供や復職・就業支援研修等のご案内など、再就職への支援を行っています。

看護職の届出制度による生涯支援

2015年10月から「看護職の届出制度」が始まりました。離職した看護職の方が、よりスムーズに再就職できるよう、生涯にわたる看護職のキャリア継続への支援を行っています。

まずは、最寄りの相談所へ来所いただくかお電話等でご相談ください

～ 相談受付 ～

地区	住所	電話番号	受付時間
諫早 (本所)	諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内	TEL:0957-49-8060 FAX:0957-49-8063	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00
長崎 (支所)	長崎市魚の町 3-28 長崎赤十字会館 6階	TEL:095-828-1747 FAX:095-828-1754	火・水・木曜日(祝日除く) 9:00～17:00 ※月・金曜日は転送電話により諫早にて対応
佐世保 (支所)	佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内	TEL:0956-23-8208 FAX:0956-23-8212	月曜日～土曜日(祝日除く) 10:00～17:30

再就業相談と 無料職業紹介

ナースセンターの相談員が、キャリアプランの実現も含めて、あなたの再就業をサポートします。お気軽にご相談ください。



再就業支援研修

最新の医療・看護に関する講習や医療機器を使った技術演習など、さまざまな研修が受けられます。



交流会 (交流カフェ)

子育て中や定年退職した方など、様々な看護職が集まり、復職希望の有無に関わらず交流することができます。子育て中の看護職向けの交流会では、託児サービスもあります。



※サポート内容は都道府県ナースセンターにより異なります。

ナースセンターは、
あなたのライフスタイルに合った
働き方を一緒に考え、支援します。



もう一度、看護職として仕事がしてみたい。
だから、届け出る。

ナースセンター

離職時等の届出窓口・無料職業紹介事業

47都道府県のナースセンターでは、離職時等の届出の受付や離職中の看護職への情報提供、再就業支援研修等の復職支援、無料職業紹介事業など、看護職をサポートするための様々な活動を行っています。

離職時等の届出

看護師等の届出サイト

とどけるん



スマートフォンやパソコンから「とどけるん」にアクセス。
書面での届出はお近くのナースセンターへお問合せください。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただく制度です。(届出は努力義務)

一度届け出た方へ
再度離職するなど、既に届け出た情報に変更がある場合は、「とどけるん」へアクセスし、届出情報の更新をお願いします。

無料職業紹介

ナースセンターの無料職業紹介サイト「eナースセンター」では、パソコン、スマートフォンから仕事を探すことができます。

eナースセンター



看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、都道府県ナースセンターは都道府県の看護協会が都道府県から、指定を受けて運営しています。

中央ナースセンター



公益社団法人 日本看護協会

とどけるん

検索



ナースセンター 求人登録について

中央ナースセンター

長崎県ナースセンター



ナースセンターに求人登録される 施設の皆様へ

このたびはナースセンターをご利用いただき有難うございます。

ナースセンターでは無料職業紹介を通じて、皆さまの施設で働く大切な看護職を探すサポートをします。

求人登録では、職業安定法に基づく必須項目だけでなく、求人施設、求職者のお互いの希望に沿う紹介を行うために必要な登録項目を設けています。

つきましては、お手数ですが、求人登録の記載にご協力をお願いします。

ナースセンター職員一同

ご注意ください!! 看護職の求人・採用について

ナースセンターは無料職業紹介事業者です。ナースセンターで取り扱う求人は、職業安定法、労働基準法などに関係する法令に基づき受理しています。

法令に反する内容の求人は受理いたしませんので、くれぐれもご注意ください。

職業安定法の改正（2018年1月1日施行）により、職業安定法に基づく適切な求人活動が行われない場合、求人施設についても労働局から指導・勧告を受ける場合があります。求人活動を行う場合はくれぐれもご注意ください。



長崎県看護キャリア支援センター 未就業看護職者復職・就業支援研修

目的：未就業看護職者（届出制登録者含）、訪問看護師、福祉施設等に働く看護師の看護技術実践力と就業意欲を高める。未就業看護職者の潜在化防止、再就業を促進する。

対象：再就業の意思がある未就業看護職者・福祉施設等に勤務する看護職者・訪問看護師

※初回受講の方、就業を急ぐ方優先

【看護基本集合研修：講義】 2日間シリーズ研修：募集人数 各20名

会場：ながさき看護センター（諫早市）

回	医療、看護の動向・看護倫理・観察技術(1日目)	感染予防・医療安全・就業相談等(2日目)	申込期間
1	5月8日(火) 10:00～15:30	5月9日(水) 9:30～15:00	4/20
2	11月6日(火) 10:00～15:30	11月7日(水) 9:30～15:00	10/30

【看護技術集合研修：演習】 6日間シリーズ研修：募集人数 各10名

会場：長崎県看護キャリア支援センター（佐世保市）

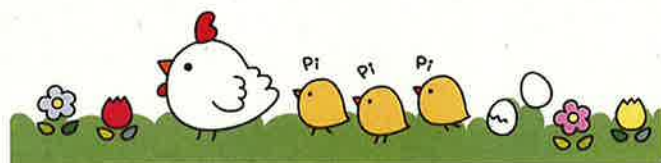
偶数月 水・木曜日 10:00～15:00

内容 回	医療安全・KYT 看護の動向と倫理	感染防止・標準予防策 排痰方法と吸引手技	栄養管理・経管栄養 と胃瘻・口腔ケア・ 食事介助	注射・採血・血糖 測定・ME機器の 取扱い	バイタルサインと 観察ポイント 急変時の対応・AED	創傷、褥瘡処置 体位変換・ 車椅子移動	申込期間
1	4月11日	4月12日	4月18日	4月19日	4月25日	4月26日	3/30
2	6月 6日	6月 7日	6月13日	6月14日	6月20日	6月21日	5/30
3	8月 1日	8月 2日	8月 8日	8月 9日	8月15日	8月16日	7/20
4	10月 3日	10月 4日	10月10日	10月11日	10月17日	10月18日	9/20
5	12月 5日	12月 6日	12月12日	12月13日	12月19日	12月20日	11/20
6	2月 6日	2月 7日	2月13日	2月14日	2月20日	2月21日	1/30



無料の託児もご準備しております！
(要予約)

研修の申し込みは、
ホームページからできます。
ご不明な点がございましたら、
お電話で問い合わせください。



【医療施設体験研修：実習】 3日間研修

就業を希望する施設で3日間の体験研修が受けられます。【看護基本・看護技術集合研修】を受講修了された方対象です。

【問合せ先】長崎県看護キャリア支援センター TEL: **0956-23-8207**

FAX: **0956-23-8212** mail: nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp

長崎県看護キャリア支援センター 福祉施設への出張研修のご案内

創処置

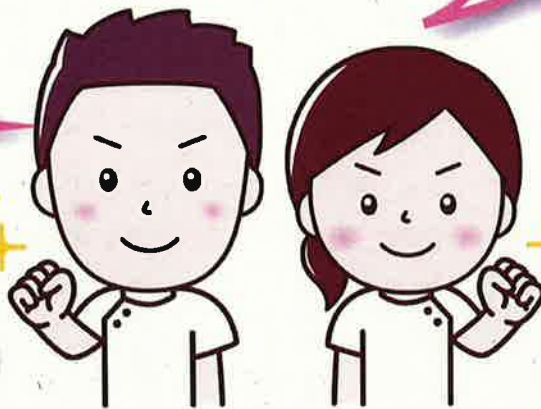
急変時の
対応

感染症予防

施設における
看取り

エンゼルメイク

食事介助



自施設で研修を開催しませんか？

施設内研修を充実させたい・・・

課題の解決対策に・・・等

施設が必要とする研修を、企画から開催当日まで
センターが支援します！

…その他、色々なテーマでご相談に応じます！

募集！長崎全域 20施設

1. 実施期間：7月～H31.2月の希望日（月～金曜日）
2. 希望時間：10：00～17：00（60～90分/1回）
3. 実施場所：希望施設
4. 費用：無料
5. 講師：県内講師の予定です。当日、当センターから職員を派遣します。
6. 申し込み：実施希望日の3ヶ月前までに、裏面に記入後FAXいただくか
ホームページよりお申込みください。

※1施設1回

【お問い合わせ・申込先】

長崎県看護キャリア支援センター（運営：指定管理者公益社団法人長崎県看護協会）

〒857-0056

佐世保市平瀬町3番地1 TEL：**0956-23-8207** FAX：**0956-23-8212**

ホームページ <http://nagasaki-kango-career.com>

長崎県看護キャリア支援センター

中堅看護職者研修・交流会

～福祉・医療・在宅等に就業する看護職者の研修および交流会～

看看連携研修

職場で話題になっていませんか？

- 「病院完結型」から「地域完結型」へ・・・
- 「医療機関」から「暮らしの場」へ・・・
- 「生活モデル重視」へ・・・等々

施設をこえて、
地域の仲間と
スキルアップ!!



多忙な中どうしましょう？

第1回 H30年9月20日(木) 10:00～15:00

研修会・交流会：認知症看護

第2回 H31年2月22日(金) 10:00～15:00

研修会・交流会：急変時対応



1. 目的：他施設に働く看護職者との交流を通し、施設外職員等とネットワーク化を図ることで、質の向上、離職防止につなぐ。
2. 対象：①福祉施設等に勤務する看護職者・近隣施設の看護職者・訪問看護師
②一般病院に勤務する中堅看護職者
3. 定員：30名
4. 受講料：無料
5. 会場：長崎県看護キャリア支援センター(佐世保市平瀬町3番地1)
6. 申込方法：FAXまたはホームページからお申込ください。
7. 申込先：長崎県看護キャリア支援センター
FAX 0956-23-8212
ホームページ <http://nagasaki-kango-career.com>
8. 申込期限：第1回 9月10日(月)
第2回 2月10日(日)



【お問い合わせ】

〒857-0056 佐世保市平瀬町3番地1
長崎県看護キャリア支援センター

(運営:指定管理者公益社団法人長崎県看護協会)

TEL:0956-23-8207 FAX:0956-23-8212

E-mail:nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp

アピールポイント

- 本所と2つの支所による3地域での連携した運営と活動
- 看護キャリア支援センターとの連携による再就業支援研修の情報提供と研修終了後の就業支援



諫早
(本所)

諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00
TEL：0957-49-8060 FAX：0957-49-8063

長崎
(支所)


長崎市魚の町 3-28 長崎赤十字会館 6階
【受付時間】火・水・木曜日（祝日除く） 9：00～17：00
※月・金曜日は転送電話により諫早にて対応
TEL：095-828-1747 FAX：095-828-1754

佐世保
(支所)

佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内
【受付時間】月曜日～土曜日（祝日除く） 10：00～17：30
TEL：0956-23-8208 FAX：0956-23-8212



平成30年度
公益財団法人介護労働安定センター
長崎支部



私たちは介護のプロを
応援します！

〒850-0057 長崎市大黒町9 - 22 大久保大黒町ビル新館6階
TEL : 095-828-6549 FAX : 095-828-6589

1. 雇用管理の改善 (働きやすい職場環境づくりのお手伝い)

無料

雇用管理コンサルタント及びヘルスカウンセラーによる相談援助
 介護労働者を雇用する事業主の皆様のおさまざまな雇用管理の改善及び介護職員の方のメンタル予防・健康管理について専門家が訪問または来所による無料の相談を実施します。また、各事業所や、複数の事業所に対する講話、勉強会、相談会、研修会にも対応いたします。申込みは随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

雇用管理コンサルタント 7名

- ・ 税理士
- ・ 中小企業診断士
- ・ 特定社会保険労務士
- ・ 社会保険労務士



<雇用管理コンサルタント個別相談実施例>

- ・ 就業規則等各種規程の見直しについて
- ・ 法改正と事業所の現状について
- ・ 募集・採用について
- ・ 介護保険制度改正や報酬改定について
- ・ 人事評価制度について
- ・ 賃金体系について
- ・ 処遇改善加算について
- ・ 助成金について 等々

<雇用管理コンサルタント研修実施例>

- ・ パワハラ防止とアンガーマネジメント
- ・ 法改正と労務管理のポイント
- ・ 労務トラブルの事前対策
- ・ 介護保険の仕組み 等々

ヘルスカウンセラー 8名

- ・ 精神科認定看護師
- ・ 感染管理認定看護師
- ・ 臨床心理士
- ・ 看護師
- ・ はり師 きゅう師
- ・ 心理相談員



<ヘルスカウンセラー個別相談>

- ・ ヘルスカウンセラーとの個別面談を実施します。
- ・ また、事業所内での相談会として複数の職員の方との面談も実施します。

<ヘルスカウンセラー研修実施事例>

- ・ 職場のメンタルヘルス
- ・ セルフコントロールとコミュニケーション
- ・ こころのマネジメント
- ・ うつ病について
- ・ 感染症予防
- ・ 熱中症予防対策
- ・ 腰痛予防
- ・ ストレス対策 セルフケア 等々

私たちは介護のプロを応援します！



有料

事業者支援セミナー

介護事業所の事業主や中間管理職及び介護団体等の長などを対象に、組織管理、財務管理及びサービス管理など雇用管理及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の修得または意識啓発など事業所のニーズに即したテーマによるセミナーを実施します。

- 平成30年7月11日(水) 13:30~16:00 長崎市開催 定員50名
 「環境変化を追い風に変える！“新時代型”勝ち組介護経営戦略とは
 ~介護報酬改定が厳しさを増す中、どうやって売上・利益を確保していくか~」
 講師：原田 匡 氏 (株式会社ケアビジネスパートナーズ 代表取締役)



雇用管理相談援助事業及び能力開発事業については、今後講習の追加、日程等の変更がある場合がございますので、詳しくは当センターのホームページ (http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagasaki/) でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。

2. 職業能力の開発 (利用者へのサービス向上のために)

実務者研修 (625時間)

当センターでは、雇用保険受給資格者で介護職への就職を希望され、公共職業安定所長から職業講習の受講指示を受けた方の離職者訓練として実施します。

実施期間：平成30年6月1日~11月12日

無料

能力開発啓発セミナー / 介護技術講習

- 平成30年 5月17日(木) 13:30~15:30 長崎市開催 定員30名
- 平成30年11月22日(木) 13:30~15:30 長崎市開催 定員30名

「研修体系及び訓練計画の策定方法」

講師：勝矢圭一 氏 (LIFE・DESIGN 株式会社 代表取締役)

- 平成30年 6月14日(木) 13:00~15:00 長崎市開催 定員30名
- 平成31年 2月14日(木) 13:30~15:30 長崎市開催 定員30名

「生活リハビリの指導方法 (生活リハビリの目的と重要性について)」

講師：松浦 亜紀子 氏 (e-エクササイズ® 代表)

無料

研修コーディネート事業

従業員のキャリア形成に取り組む介護事業所を対象に、訪問等による無料の相談援助を実施し、相談内容に応じて雇用管理改善の担当者と連携し問題解決に努めます。

人材育成 コンサルタント 7名

- ・ キャリアカウンセラー (CDA)
- ・ キャリアコンサルタント
- ・ 特定社会保険労務士
- ・ 社会保険労務士 等

<人材育成コンサルタント個別相談事例>

- ・ 職員のキャリア形成、研修体系構築
- ・ キャリアパスの作成
- ・ 階層別研修について
- ・ リーダーの育成法
- ・ 人材育成に活用できる助成金 等々

<人材育成コンサルタント集団相談事例>

- ・ 組織人としての仕事の進め方
- ・ 強いチームをつくるためのモチベーションアップ
- ・ リーダーの役割と心構え
- ・ 研修、教育の重要性と必要性について
- ・ タイプ別スキルアップの方法 等々

有料

介護職員スキルアップ講習

より実践的な知識・技術等を修得してレベルアップすることができます。

◎アンガーマネジメント	平成30年12月予定	定員	長崎市
◎認知症の理解	平成31年 2月予定	30名	



有料

出張講習 (ケアサポート講習)

センターが培った情報を活かし、皆様のご要望に応じた研修を計画・実施いたします。サービス産業の現場や介護事業所等における職員研修等の一環として、お客様のニーズに合わせ研修を組み立てる、オーダーメイド型の講習です。

CHECK! こんな方にオススメ!

- ・ 講習を受けたいが日程が合わない
- ・ 開催地まで遠くて受講できない
- ・ 社内研修をしたいが、誰に頼んだらいいかわからない
- ・ 計画的に研修を実施したいが、どのように計画したらいいかわからない
- ・ 多くの職員に統一した講習を受けさせたい 等々

◎研修に活用できる助成金もあります!

助成金に関するご相談も無料ですので、お気軽にご連絡ください。



3. 情報の提供 (介護労働者の理解のために)

図書・DVD、機関誌「ケアワーク」の発行

介護についての能力向上や資格取得に役立つ図書や介護に関わる方々の技能レベル向上と幅広い知識の修得に役立つDVDを発行しています。
また、介護の関する知識や最新の情報等を掲載した月刊誌を発行しています。



職場改善好事例集

どう
こんなとき DO する?

介護事業を行ううえで、職員の雇用管理に関する悩みは尽きません。
「職場改善好事例集」では、そんな悩みを解決するヒントとして、全国の訪問・施設介護事業所が取り組んだ雇用管理の改善事例を紹介しています。

詳しくはこちらから → <http://www.dousuru.kaigo-center.or.jp>

介護情報サイト (care-net.biz) の運営

・ ホームページ作成 ~ 制作・公開・更新・運用 ~

今やホームページは、介護事業所の情報公開だけにとどまらず、サービスのご利用をお考えの方、就職をご希望の方等の必須アイテムです！
当サービスは、電話、郵便、FAX、E-mailなどで掲載内容をホームページセンターに送るだけで、簡単にお手頃価格で作成できます。

初期設定費用 : 賛助会員 47,300 円 (一般 60,600 円)
月額利用料 : 賛助会員 6,400 円 (一般 7,800 円)

(月額利用料にはサーバーレンタル・保守費用・月の更新最大 2 回分を含む)
※求人サイト「ケアワークナビ」の求人広告を無料で 1 年間掲載できます



・ 介護事業者検索サイト「カイゴホームページナビ」 (登録無料)

当検索サイトに登録いただくと、日本全国で介護事業所をお探しの方が、インターネットにより介護事業者のホームページを地域別・提供サービス別に検索される際の検索対象となります。

4. 介護関係機関との連携 (介護分野の人材確保・定着のために)

介護労働懇談会の実施

安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することによって、介護人材の確保及び定着、育成をもたらすために、地域の介護関係の行政機関、民間団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有するために、地域の実情に応じた役割、分担のあり方について検討します。

< 構成 > (平成 29 年度現在)

長崎労働局 ハローワーク長崎 県福祉保健部 県産業労働部 長崎市福祉部 長崎県社会福祉法人経営者協議会 長崎県老人福祉施設協議会
長崎県老人保健施設協会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会 長崎県介護支援専門員連絡協議会 長崎県社会福祉協議会 福祉人材研修センター
長崎県介護福祉士会 長崎県社会福祉士会 高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 長崎職業能力開発促進センター 長崎県看護協会
長崎県介護福祉士養成施設連絡協議会 日本労働組合総連合会長崎県連合会 介護労働安定センター長崎支部 等

5. 福利厚生充実の充実 (介護労働者の福祉の増進のために)

○ 傷害補償制度 ○ 感染症見舞金制度 ○ 賠償責任補償制度 ○ 個人情報漏えい保険制度等

介護サービス提供中などに起こる事故や傷害 (ケガ) など、不慮の事態に備えた介護労働者及びケア・ワーカーに対する補償制度の運営を行っております。

保険加入等については、保険総合代理店 : (株) 全福サービス (TEL : 03-3252-2035) にお問い合わせください。

6. 賛助会加入のご案内

当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方の会費等によって運営されています。当センターの事業の趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただきますようお願い申し上げます。

入会のお申し込みにつきましては、当支部までお問い合わせください。

< 主な特典 >

- ① 月刊「ケアワーク」無料送付
- ② 発行図書・DVD等の割引
- ③ 指定する講習等の受講料割引
- ④ ホームページサービス利用料割引
- ⑤ その他情報提供

「CHECK&DO25」を使用した雇用管理改善！

働きやすい・働きがいのある職場づくり、すなわち雇用管理改善はどこから着手し、どのようなやりかたで進めていけばいいのかお困りではないでしょうか？
そんな声に答えるのが、『介護の雇用管理改善CHECK&DO25』です。

以下の手順で進めてください。

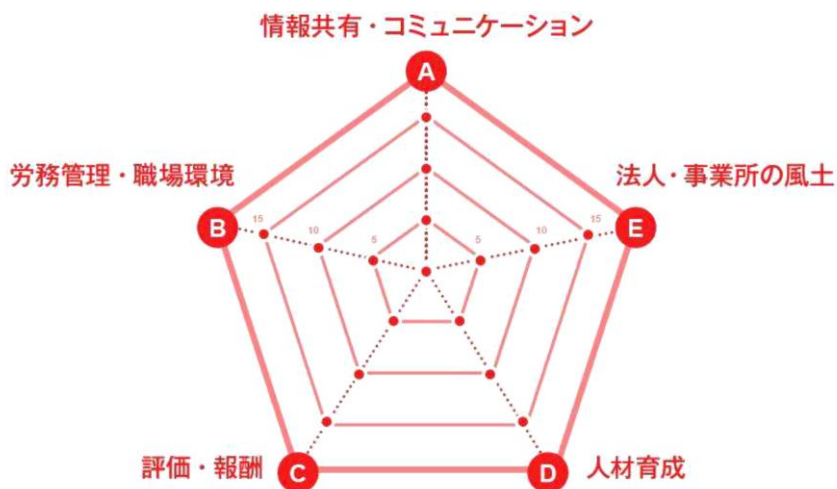


雇用管理改善チェックリスト CHECK&DO 25

現状に該当する番号を○で囲んでください ⇒

		あてはまる	あてはまる どちらかというと	あてはまらない どちらかというと	あてはまらない	
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針を職員に対し周知・徹底している	4	3	2	1
	2	年度事業計画と目標を職員に対し明確に示している	4	3	2	1
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有を徹底している	4	3	2	1
	4	自法人・事業所を取巻く環境や今後の課題について話合う機会を設けている	4	3	2	1
	5	現場からのアイデアや意見・提案を吸上げる機会を設けている	4	3	2	1
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児など生活との調和等、個人の事情に配慮した支援を行っている	4	3	2	1
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員を確保している	4	3	2	1
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強くないようにしている	4	3	2	1
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善を行っている	4	3	2	1
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮している	4	3	2	1
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等を明確に示している	4	3	2	1
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について話し合いを行っている	4	3	2	1
	13	仕事ぶりや能力について評価し、面談によるフィードバックを行っている	4	3	2	1
	14	仕事ぶりや能力について評価し、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につなげている。	4	3	2	1
	15	賃金の決め方・上げ方をルール化し、明確に示している	4	3	2	1

			あてはまる	あてはまる どちらかというと	あてはまらない どちらかというと	あてはまらない
D 人材育成	16	職員のスキルアップのための研修方針があり研修を行っている	4	3	2	1
	17	外部の講習会や資格取得等のために支援を行い、職員のスキルアップを行っている	4	3	2	1
	18	新人に対する教育（OJTや新人研修等）を体系的に行っている	4	3	2	1
	19	管理職層やリーダー層育成のための教育に力を入れている	4	3	2	1
	20	将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを行っている	4	3	2	1
E 法人・事業所の風土	21	挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1
	22	職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1
	23	新しいアイデアを取入れたり、難しい課題に取り組んだりする組織風土がある	4	3	2	1
	24	質の高いケアへの意識や向上心をもつ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1
	25	自主性を尊重し、仕事を任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1



【職 員 用】

「働きやすい・働きがいのある職場づくり」のための
CHECK&DO 25

事業所の状況に関して、あなたの実感に合うものを選択し
1～4から1つだけ選んで○を付けてください。

		あてはまる	あてはまる どちらかというと	あてはまらない どちらかというと	あてはまらない	
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針が職員に対し周知・徹底されている	4	3	2	1
	2	年度事業計画と目標が職員に対し明確に示されている	4	3	2	1
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有が徹底されている	4	3	2	1
	4	自法人・事業所を取巻く環境や今後の課題について話合う機会が設けられている	4	3	2	1
	5	現場からのアイデアや意見や提案を吸上げる機会が設けられている	4	3	2	1
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児など生活との調和（ワークライフバランス）等、個人の家庭事情に配慮した支援がされている	4	3	2	1
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員が確保されている	4	3	2	1
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強くないよう配慮されている	4	3	2	1
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善が行われている	4	3	2	1
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮されている	4	3	2	1
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等のキャリアパス基準が明確に示されている	4	3	2	1
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について、定期的に話し合いが行われている	4	3	2	1
	13	仕事ぶりや能力について評価され、面談によるフィードバックが行われている	4	3	2	1
	14	仕事ぶりや能力について評価され、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につながられている。	4	3	2	1
	15	賃金の決め方・上げ方等がルール化し、明確に示されている	4	3	2	1

↓ 裏面へつづく

		あてはまる	あてはまる どちらかというと	あてはまらない どちらかというと	あてはまらない	
D 人材育成	16	職員のスキルアップのための研修方針があり、研修が行われている	4	3	2	1
	17	外部の講習会や資格取得等のための支援があり、職員のスキルアップが図られている	4	3	2	1
	18	新人に対する教育（OJTや新人研修等）が体系的に行われている	4	3	2	1
	19	一般職員に限らず、管理職層やリーダー層育成のための教育も充実している	4	3	2	1
	20	将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを受けている	4	3	2	1
E 法人・事業所の風土	21	挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1
	22	職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1
	23	新しいアイデアを取入れたり、難しい課題に取り組んだりする組織風土がある	4	3	2	1
	24	質の高いケアへの意識や向上心をもつ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1
	25	自主性を尊重し、仕事を任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1

◇あなた該当する選択肢の番号に○をつけてください。（統計的に処理しますので個人が特定されることはありません）

性別	1. 男性	2. 女性				
雇用形態	1. 正規職員	2. 契約職員	3. パートタイマー	4. その他		
年齢	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代	5. 50代	6. 60代～
勤続年数	1. 3年以内	2. 3～5年以内	3. 5～10年以内	4. 10～15年以内	5. 15年以上	
役職	1. 役職なし	2. 主任	3. 係長	4. 課長	5. 部次長	6. 役員

【自由記入欄】働きやすい・働きがいのある職場づくりのために、日頃あなたが感じていることを自由にお書きください。

無料で専門家を派遣し 個別相談や研修を実施します

当センターが委嘱している専門家とは？

▶ 社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、キャリアコンサルタント、認知症介護指導者、介護福祉士、介護支援専門員 等

人事管理制度

雇用

公平な人事管理を行うには、どうしたらよいか。職員も納得する人事管理制度になるよう見直したい。



研修計画

育成

職員のモチベーションを高めるために研修を充実させ、職員の質の向上を図りたい。



腰痛予防

健康

「職業病」とも言われている、腰や首などの痛みを防ぐためにはどうしたらよいか。



労働時間

雇用

変形労働時間制を導入したい。登録ヘルパー等の移動時間の取り扱いや法定休日、36協定とは。



キャリア形成

育成

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方とは。



感染症予防

健康

ウイルスなど、職員間の感染を予防する方法を知りたい。感染症対策を徹底したい。



賃金体系

雇用

介護職に合った賃金体系とは。古い賃金体系を見直し、職員のやる気の向上につなげたい。



リーダーシップ

育成

新任の管理職にリーダーシップを身につけてほしい。管理者としての心構えについて。



ストレス対策

健康

職員のストレスを緩和し、安心して仕事に打ち込んでもらうにはどうしたらよいか。



就業規則

雇用

実地指導に耐えられる就業規則か点検してほしい。法改正に対応した就業規則が見直したい。



キャリアパス

雇用
育成

処遇改善加算のためにキャリアパスをつくりたい。また、つくったキャリアパスを運用するには。



うつ病予防

健康

うつ病が疑われている職員がいる。対応を教えてください。職員に個別相談も行いたい。



処遇改善加算

雇用

処遇改善加算の算定要件とは。算定に必要な書類を整備したい。



助成金

雇用
育成

助成金を活用できるのは、どんな時なのか。職員の育成に利用できる助成金等を知りたい。



休職・復職

雇用
健康

職員が休職や復職する際、どのような点に注意したらよいか。



上記項目以外でも
お気軽にご相談ください

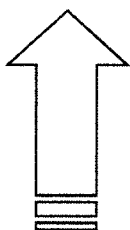
事業項目	相談可能時間
雇用管理改善	1法人 年間6時間まで
人材育成	1法人 年間3回まで(1回1.5時間以内)
健康確保	1法人 年間4時間まで

【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財) 介護労働安定センター 長崎支部

〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F
TEL/FAX 095-828-6549 / 095-828-6589

FAX:095-828-6589




平成 年 月 日

事業所名		代表者名	
所在地	〒		
	TEL:	FAX:	
申込者 (担当者) 氏名		役職	
相談内容			
相談 希望日時	第1希望日 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	受理印	
	第2希望日 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実施日	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、コンサルタント・ヘルスカウンセラー・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】

 (公財)介護労働安定センター 長崎支部
 〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6F
 TEL/FAX 095-828-6549 / 095-828-6589

老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)
高齢者支援課長
(公印省略)
振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発 0420 第1号、老高発 0420 第1号、老振発 0420 第1号、老老発 0420 第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発 0901 第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案 (予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 介護保険施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設
- ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
- ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護
- ・ 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス (宿泊サービス) (認知症対応型通所介護を含む)

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

老総発 0131 第 1 号
老高発 0131 第 1 号
老振発 0131 第 1 号
老老発 0131 第 1 号
平成 29 年 1 月 31 日

各 都道府県 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局総 務 課 長
(公印省略)
高 齢 者 支 援 課 長
(公印省略)
振 興 課 長
(公印省略)
老 人 保 健 課 長
(公印省略)

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の
点検及び指導・助言について

平成 28 年 8 月 31 日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号)に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導をお願いしたところです。

同通知では、都道府県・市区町村が、管内の介護保険施設等の水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)を点検し、計画が策定されていない場合や避難訓練が実施されていない場合は管内の介護保険施設等に対し指導・助言を行い、その結果について都道府県・市区町村ごとに把握し、厚生労働省に対し報告していただくようお願いさせていただいたところです。

これに基づき、貴職におかれましては、貴管内の市区町村に対し、市区町村が指定した介護保険施設等の計画の策定状況・避難訓練の実施状況を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果について貴職宛て報告するよう求めるとともに、貴職の指定に係る介護保険施設等における非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況の現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果及び市区町村から受けた報告をとりまとめ、当省に報告していただきたく、具体的には下記の方法により実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 点検項目

(非常災害対策計画の策定状況)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

(避難訓練の実施状況)

- ① 平成 28 年内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。
- ② ①がされていない場合、平成 28 年度内に実施する予定はあるか。

※ 策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できているかについて確認すること。なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部局と協議のうえ、決定すること。

2. 点検対象とする施設・サービス

- ① 介護老人福祉施設(地域密着型を含む。) ② 介護老人保健施設 ③ 介護療養型医療施設
- ④ 養護老人ホーム ⑤ 軽費老人ホーム ⑥ 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
- ⑦ 認知症対応型共同生活介護 ⑧ 小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑩ 短期入所生活介護
- ⑪ 通所介護(地域密着型(療養通所介護を除く。))を含む。また、通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を含む。)
- ⑫ 療養通所介護
- ⑬ 通所リハビリテーション(介護保険法第 71 条による居宅サービスに係る第 41 条第 1 項本文の指定を受けた事業所を含む。)
- ⑭ 認知症対応型通所介護(認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を含む。)

3. 点検及び報告方法

点検及び報告の方法は以下のとおりとする。

I) 都道府県における点検及び報告の方法

- ① 都道府県は、指定権限を有する管内の介護保険施設等に対し、点検票1(事業者用)の記入を依頼する(介護保険施設等への点検票1への記入依頼については、電子メールでの依頼など最も簡便な方法を探れるものとする。Ⅱの市区町村において同じ。)
- ② 都道府県は、管内の市区町村に対し、点検票1及び点検票2(市区町村とりまとめ用)を送付し、点検票2の記入を依頼する。
- ③ 都道府県は、市区町村から点検票2を回収した後、点検票3(都道府県とりまとめ用)に管内の全ての事業者の状況を取りまとめ、厚生労働省に提出する。

Ⅱ)市区町村における点検及び報告方法

- ① 都道府県から点検票2の記入を依頼された市区町村は、指定権限を有する管内の介護保険施設等に対し、点検票1の記入を依頼する(介護保険施設等への点検票1への記入依頼については、各自治体において電子メールでの依頼など最も簡便な方法を探れるものとする。)
- ② 市区町村は、点検票1が管内の介護保険施設等から提出された後、点検票2にとりまとめ、都道府県に提出する。

※ 本点検については、全ての介護保険施設等が非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施が行われることを目的に、実施していただくものであり、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の箇所数を把握するのみならず、こうした取組について未実施又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、当該取組を実施するに当たり必要な指導・助言を行っていただくこと。

4. 回答期限

都道府県より厚生労働省老健局高齢者支援課へ点検票3の電子媒体を平成29年3月15日(水)までにご提出ください。

【照会先】

厚生労働省老健局

(2. の①④⑤⑥の点検、点検全般、点検票3の提出先について)

高齢者支援課施設係

電 話:03-5253-1111(内 3927、3928)

(2. の⑦⑭の点検について)

総務課認知症施策推進室認知症施策推進係

電 話:03-5253-1111(内 3975)

(2. の⑧⑩⑪の点検について)

振興課基準第2係

電 話:03-5253-1111(内 3987)

(2. の②③⑨⑫⑬の点検について)

老人保健課企画法令係

電 話:03-5253-1111(内 3948、3949)



雇児総発 0619 第 1 号
社援保発 0619 第 1 号
障企発 0619 第 2 号
老推発 0619 第 2 号
老高発 0619 第 1 号
老振発 0619 第 1 号
老老発 0619 第 1 号
国水環防 第 5 号
国水砂 第 1 0 号
平成 29 年 6 月 19 日

関係者（別紙 1 参照）各位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の
周知及び点検の実施について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）が施行され、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区

域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

この改正を受けて、要配慮者利用施設の管理者等が作成した避難計画について、施設を所管する公共団体が水防法・土砂災害防止法上の観点から点検し、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（別紙２）を国土交通省と厚生労働省の共同により作成しましたので、お知らせします。

また、貴職におかれましては、本内容を貴管内市町村に周知するとともに、要配慮者利用施設の避難計画に係る都道府県及び市町村の点検体制について、本マニュアルの記載内容も参考に、貴都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、要配慮者利用施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うよう措置方を願います。

なお、要配慮者利用施設の管理者等が水防法・土砂災害防止法に基づく避難計画を作成するにあたって参考となる情報（別紙３参照）を国土交通省のWebサイトに掲載しておりますので、あわせて周知をお願いします。

【問い合わせ先】

- 民生主管部局の点検体制関係
 - 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
 - 課長補佐 稲田（内線 7952）
 - 調整係長 武居（内線 7830）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3595-2313
- 厚生労働省社会・援護局保護課
 - 予算係長 加藤（内線 2824）
 - 予算係 原（内線 2824）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-5934
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
 - 企画法令係 平野（内線 3022）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3502-0892
- 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
 - 室長補佐 余語（内線 3869）
 - 認知症施策推進係長 近藤（内線 3975）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-2740
- 厚生労働省老健局高齢者支援課
 - 課長補佐 吉行（内線 3970）
 - 施設係長 村田（内線 3928）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-3670
- 厚生労働省老健局振興課
 - 法令係 屋成（内線 3937）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-7894
- 厚生労働省老健局老人保健課
 - 企画法令係 岡田（内線 3949）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-4010
- 水害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 課長補佐 小川（内線 35439）
 - 津波水防係長 大山（内線 35457）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603
- 土砂災害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
 - 企画専門官 山本（内線 36152）
 - 地震対策係長 辻（内線 36154）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610



中 防 災 第 1 0 号
平成 30 年 5 月 23 日

厚生労働大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
安倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。特に昨年は、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性に加え、早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動について周知徹底を図られたい。また、極めて突発的に災害が発生する場合もあることから、避難勧告等が発令されていない状況であっても、住民自身が危険であると判断した際には、躊躇せず避難するよう周知徹底を図られたい。さらに、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、住民が適時的確な避難行動を判断できるようにきめ細かな取組の充実を図られたい。

水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難勧告等を発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達することとされており、貴殿におかれては必要な支援に努められたい。また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっており、災害計画の作成を促進するため、貴殿におかれても必要な支援に努められたい。

また、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘察し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。

②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域(洪水、内水、雨水、高潮、津波)や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。

④防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等(警報級の可能性、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。)、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等(土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。特に住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細かな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット(以下「インターネット」という。)等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、さらには、PUSH型手段となる緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

⑤関係機関から市町村に対する助言等

市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を

時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

道路の冠水対策強化について、道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。また、施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないように措置を講ずること。

⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑧災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。

⑨非常用電源の確保

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源の保守・点検等を行い、浸水等に備えた対策をとること。

2. 自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、具体的でわかりやすい避難勧告等の発令基準や発令区域とするため、関係機関は市町村に対して能動的な支援の実施に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。

このほか指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、平成28年3月に日本工業規格に定められた「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」に基づく表示に努めるとともに、これらの設置に関しては、必要に応じて市町村へ協力を行うように努めること。

なお、平成28年12月より避難情報の名称を「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので留意されたい。

3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村におけ

る避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の避難支援等関係者への提供の促進等に努めること。

4. 要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等へ災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めること。また、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。
5. 災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。
6. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。
7. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

以上

中防通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（各指定行政機関の長、指定公共機関の代表宛て）の新旧対照表
平成30年5月11日

平成30年度	平成29年度
<p data-bbox="203 312 1050 352">梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について</p> <p data-bbox="181 411 1077 655">貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。特に昨年は、平成29年7月九州北部豪雨による災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。</p> <p data-bbox="181 663 1077 735">ついては、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。</p> <p data-bbox="181 743 1077 1070">その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性に加え、早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動について周知徹底を図られたい。また、極めて突発的に災害が発生する場合もあることから、避難勧告等が発令されていない状況であっても、住民自身が危険であると判断した際には、躊躇せず避難するよう周知徹底を図られたい。さらに、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、住民が適時的確な避難行動を判断できるようにきめ細かな取組の充実を図られたい。</p> <p data-bbox="181 1078 1077 1398">水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難勧告等が発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達することとされており、貴殿におかれては必要な支援に努められたい。また、介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12</p>	<p data-bbox="1126 312 1973 352">梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について</p> <p data-bbox="1104 411 2000 687">貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。特に昨年は、統計開始以降2番目に多い数の台風が日本に上陸したこと等により、全国各地で災害が発生したところである。</p> <p data-bbox="1104 695 2000 767">ついては、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。</p> <p data-bbox="1104 775 2000 1102">その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性に加え早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動について周知徹底を図られたい。また、極めて突発的に災害が発生する場合もあることから、避難勧告等が発令されていない状況であっても、住民自身が危険であると判断した際には、躊躇せず避難するよう周知徹底を図られたい。さらに、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、住民が適時的確な避難行動を判断できるようにきめ細かな取組の充実を図られたい。</p> <p data-bbox="1104 1110 2000 1358">水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難勧告等が発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達することとされており、貴殿におかれては必要な支援に努められたい。</p> <p data-bbox="1126 1366 2000 1398">特に平成28年台風第10号による水害では、要配慮者利用施設が被災</p>

平成30年度	平成29年度
<p>年法律第57号)等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画(以下「災害計画」という。)を作成することとなっており、災害計画の作成を促進するため、貴殿におかれても必要な支援に努められたい。</p> <p>また、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。</p>	<p>し、深刻な人的被害が発生した。要配慮者利用施設は、施設毎の規定(介護保険法(平成9年法律第123号)等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法(昭和24年法律第193号)等)により、災害に関する計画(以下「災害計画」という。)を作成することとなっていることから、自然災害からの避難を含む計画とすることを徹底するため、貴殿におかれても必要な支援に努められたい。また、「避難準備情報」の名称について、要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので改めて周知徹底を図られたい。</p> <p>貴殿におかれても、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。</p> <p>①危険箇所等の巡視・点検の徹底</p> <p>河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。</p> <p>②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化</p> <p>施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化</p>	<p>1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。</p> <p>①危険箇所等の巡視・点検の徹底</p> <p>河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。</p> <p>②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化</p> <p>施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化</p>

平成30年度	平成29年度
<p>を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。</p> <p>③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底 住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。</p> <p>④防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底 災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（警報級の可能性、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等（土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。特に住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細かな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に</p>	<p>を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。</p> <p>③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底 住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。</p> <p>④防災気象情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報や警報に切り替える可能性の高い注意報、警報級の可能性、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。特に住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細かな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、さらに</p>

平成30年度	平成29年度
<p>応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、さらには、PUSH型手段となる緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせて活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。</p> <p>⑤関係機関から市町村に対する助言等 市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。</p> <p>⑥地下空間の浸水対策等の強化 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。 道路の冠水対策強化について、道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。また、施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。</p> <p>⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発 大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、</p>	<p>は、PUSH型手段となる緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせて活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。</p> <p>⑤関係機関から市町村に対する助言等 市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。</p> <p>⑥地下空間の浸水対策等の強化 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。</p> <p>⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発 大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、</p>

平成30年度	平成29年度
<p>岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。</p> <p>⑧災害対策本部における機能の維持 災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。</p> <p>⑨非常用電源の確保 災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源の保守・点検等を行い、浸水等に備えた対策をとること。</p> <p>2. 自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、具体的でわかりやすい避難勧告等の発令基準や発令区域とするため、関係機関は市町村に対して能動的な支援の実施に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。</p> <p>このほか指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、平成28年3月に日本工業規格に定められた「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」に基づく表示に努めるとともに、これらの設置に関しては、必要に応じて市町村へ協力を行うように努めること。</p> <p>なお、平成28年12月より避難情報の名称を「避難指示（緊急）」、</p>	<p>岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。</p> <p>⑧災害対策本部における機能の維持 災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、組織を挙げた体制を予め構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。</p> <p>⑨非常用電源の確保 災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源の保守・点検等を行い、浸水等に備えた対策をとること。</p> <p>2. 自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、的確な避難勧告等の発令基準や発令区域とするため、関係機関は市町村に対して能動的な支援の実施に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。</p> <p>このほか指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、昨年3月に日本工業規格に定められた「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」に基づく表示に努めるとともに、これらの設置に関しては、必要に応じて市町村へ協力を行うように努めること。</p>

平成30年度	平成29年度
<p>「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので留意されたい。</p> <p>3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の避難支援等関係者への提供の促進等に努めること。</p> <p>4. 要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等へ災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めること。また、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。</p> <p>5. 災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。</p> <p>6. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。</p> <p>7. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平時から地方公共団体、社会福祉協議会、</p>	<p>3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の促進、福祉避難所の指定等の促進等に努めること。</p> <p>4. 要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等へ災害計画（自然災害からの避難を含む）の作成や避難訓練の実施の支援に努めること。また、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。</p> <p>5. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。</p> <p>6. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連</p>

平成30年度	平成29年度
<p>ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>